

富士見市中期基本計画市民検討会議設置要綱

(設置)

第1条 第5次基本構想に基づく中期基本計画（以下「中期基本計画」という。）の検討に当たり、広く市民の提案を求めるため、富士見市中期基本計画市民検討会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議の所掌事務は、中期基本計画の検討に関する提言を行うこととする。

(組織)

第3条 会議は、12人以内の委員をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、市内で活動する団体等からの推薦又は公募によるものとし、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、中期基本計画に関する検討が終了した日をもって満了とする。

(会議)

第5条 会議に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、会議を代表し、会務を総理する。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、総合政策部政策企画課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成24年11月20日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、中期基本計画の策定の日その効力を失う。